研究 No. 0519

寛政度内裏における復古様式の企画・設計過程に関する研究

―江戸時代の禁裏大工および禁裏絵師の活動を通した学際的研究―

主査　植松　清志*1
委員　岩間　香*2

本研究では，寛政度内裏が復古様式で設計されていく過程を，「造内裏御指図御用記」「木子文庫」「土佐派絵画資料」などを用いて考察した。その結果，復古様式による紫宸殿・清涼殿・承明門は他の施設に優先して設計されたことが判明した。立面などは中井役所の棟梁岡嶋上野掾が担当したが，由緒にこだわる公家としばしば対立した。禁裏大工の木子播磨は，公家の立場で資料を集めたり図面の確認を行い，禁裏絵師の土佐は，絵巻物から古代建築の資料を探し，分かり易く描き直して提供した。細部の検討や復古様式以外の施設の設計にも多くの問題が生じたが，担当者や大工達はそれらを解決しながらこの大事業を成し遂げた。

キーワード：1）寛政度内裏，2）復古様式，3）中井役所，4）棟梁，5）土佐派，
6）紫宸殿，7）清涼殿，8）承明門，9）禁裏大工，10）木子

STUDY OF PLANNING AND DESIGN PROCESS OF THE TRADITIONAL STYLE BUILDINGS IN KANSEIERA

- INTERDISCIPLINARY RESEARCH THROUGH The MATERIALS DESCRIBING ACTIONS of CHIEF CARPENTERS and ROYAL PAINTERS -

Ch.　Kiyoshi　Uematsu
Mem.　Kaori　Iwama

This study uses several old materials, such as Zoudairi-onsashizu-goyou-ki , Kigo-bunko and Tosa-ha-kaigashiryo, to discuss how the Dairi buildings were designed for reconstruction in the Kansei era. The study revealed that Shishinden, Seiryoden and Joumeimon gates, all of which were restored in the traditional style, were given priority over other buildings in designing. Okajima Kozuke-jo, one of chief carpenters of Nakai-yakusyo, had responsibility in the elevation design . Kigo Harima, a royal carpenter, collected materials and checked drawings from court noble's point of view; Tosa family, royal painters, searched out materials about ancient architecture from picture scrolls and redrew them in an easy-to-understand manner.

1.　はじめに

内裏は，天皇の家族の住居であるとともに儀式や執務などを行う施設であり，禁中・禁裏・御所ともいい，平安京においては官庁街である大内裏の中央部に位置していた。天皇の寝食の場は内裏の仁寿殿であったが，のちに清涼殿となった。しかし度々の火災によって焼失したため，外戚や摂政・関白の邸宅が仮の皇居（里内裏）として用いられた。

11 世紀半ば以降，住居としての利便性から，内裏があっても里内裏を皇居として用いるようになり，安貞元年（1227）の大内裏内焼失以後，内裏は再建されなかった。元弘元年（1331）に光厳天皇が土御門東洞院で即位したのを契機として，土御門殿が内裏として固定されたのが現在の京都御所の地である。

京都御所は室町時代以降に書院造化が進み，近世初期には上段・下段の間や床の間などを備えた武家住宅と変わらない様式に変化していた。

寛政度内裏[注1)]は，天明８年（1788）正月 30 日の火災により，宝永度内裏が焼失[注2)]したため再建された。寛政度内裏では，従前と異なり一部に復古様式が採用され，安政度（現京都御所）内裏においても踏襲された。

江戸時代の内裏は徳川幕府が造営し，実務は京都御大工頭の中井家が担当したが，寛政度内裏は復古様式を採用したため，禁裏方の修理職が図面を提供することになった。しかし禁裏修理職大工にはその技量がなく，結局中井家の大工棟梁岡嶋上野が修理職に出向し，復古様式建物の図面を作成することになった。

此度の造営にあたり，幕府方では天明８年３月 22 日に

*1 大阪人間科学大学　教授　　*2 摂南大学　教授

御造営御用総奉行に老中筆頭の松平越中守定信が任命され，造営には幕府の京都御大工頭中井正武[注3)]があたった。禁裏方では，同月 25 日に造内裏御用の諸役が任命されている（**表 1-1**）。

表 1-1　内裏方造営組織

議奏	中山前大納言愛親・広橋前大納言伊光・勧修寺中納言経逸
修理職奉行 同加勢	日野中納言資矩・堤宰相栄長・高丘三位紹季 大原三位重尹・豊岡中務大輔和資
造内裏御用の非蔵人	藤島但馬・松尾安芸・松室丹後
御指図御用掛	勢多大判事章純・土山淡路守
修理職 同加勢	岡田権大夫・松宮主水 高嶋監物[注4)]

「御指図御用記」は，造内裏御指図御用掛の勢多大判事章純による，天明８年４月７日から寛政４年（1792）10 月に至る造営の記録である。勢多は，同書に奉行衆と修理職，禁裏方と幕府方などにおける下命・上申の内容，書類・図面の移動，公家だけではなく，中井家大工棟梁岡嶋上野掾のほか，禁裏大工木子播磨掾，禁裏絵師土佐光貞らが参画している様子などを詳細に記録している。

本研究では，「御指図御用記」を基本として，「御造営御用承知帳」「木子文庫」「土佐派絵画資料」[注5)]などによって造営に関する資料の収集，それらを基に、設計過程や構造技術，建具や襖障子などの造作と意匠，すなわち寛政度内裏の企画・設計の過程を明らかにし，復古内裏の研究に新たな知見を得ることを目的としている。

2.　復古様式の企画

2.1　復古内裏と大内裏図考証

寛政度内裏に復古様式が採用されたのには、三つの要因が考えられる。

一つは，江戸時代中期以降に国史研究の進展によって国学が発達し，尊皇思想が広まったことである。国学者の一部は宝暦事件（宝暦８年=1758）で弾圧されたが，幕藩体制の疲弊からくる尊皇の動きは止まらなかった。

二つは，宝暦事件に連座したために出仕を止められ，天明８年（1788）に許されるまでの約 30 年間永蟄居に服した裏松固禅が，この間に御厨子所預であった高橋宗直の『太政官廳圖考證』などに学び，古典や古画から資料を収集して研究を行い，古代内裏の平面を復元した『大内裏図考証』[注6)]を上梓したことである。

三つ目は，光格天皇自身の強い意向があったと思われる。安永９年（1780）に即位した光格天皇の実父は，閑院宮典仁親王で，後桃園天皇に男子がなかったために皇位についた。近世において唯一人皇統の出身でなかったことから，天皇は勉学に励み，有職故実や伝統に関する深い知識から，朝廷の儀式や祭礼の復興に熱心で，新嘗祭や大嘗祭を古式によって復活させた。

また天明の飢饉(1782～88 年)の際に、幕府に民衆の救済を要請するなど朝廷が幕府を動かすようになっていた。

これらのように，尊皇思想の普及，裏松固禅の『大内裏図考証』の完成，光格天皇の復古に対する意欲，さらには天明８年の内裏の炎上などが相互に関連し，復古内裏が実現されるようになった。

復古の根拠となった『大内裏図考証』を著すために，固禅が収集した資料類は 11 世紀，古画には 12 世紀以降のものが多く，平安末期の内裏を復元したことになる。

天明８年に内裏が炎上し，参内を求められた固禅が同書をもって内裏の再建について建言したところ，幕府方の造営総奉行松平定信からその造詣の深さを賞賛されたという。**図 2-1** にその概要を示す。

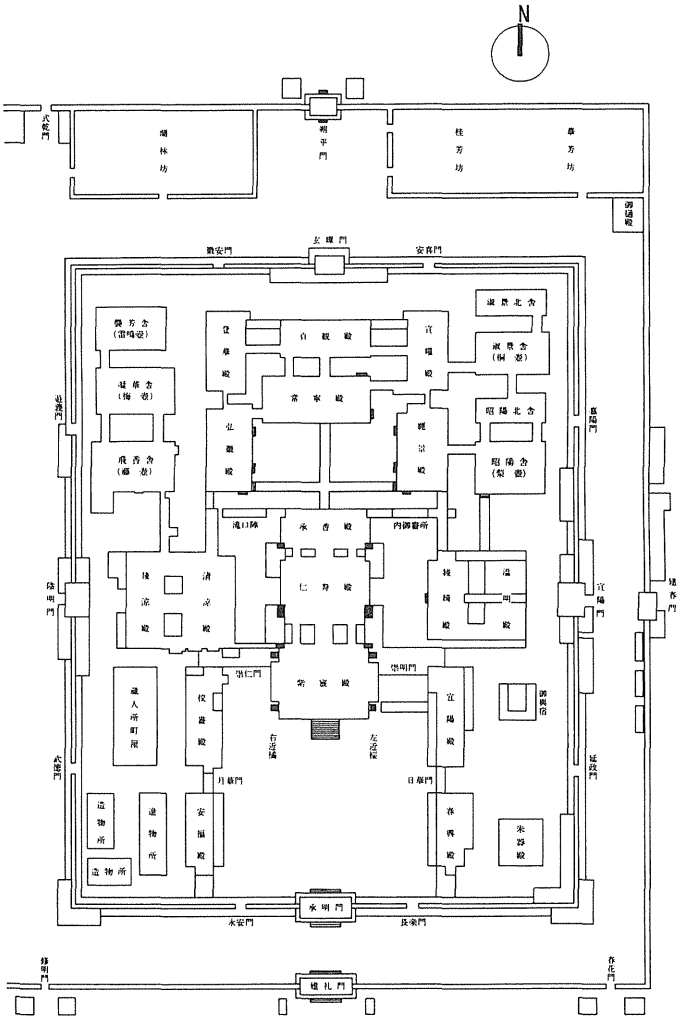

図 2-1　平安宮内裏図[注7)]

しかし，例えば平安宮内裏には清涼殿の西に後涼殿，南に校書殿が存在したが，寛政度ではそれらの殿舎が省かれたため，清涼殿西側の御湯殿上，中渡廊などの連結部が省かれている。また，清涼殿は固禅の案（**図 2-2**）で

は北廂が戸で細かく仕切られているのに対し，寛政度では一部屋としている。さらに，固禅が夜御殿などで壁とした箇所を襖障子とするなど，採光や使い勝手に配慮された建物とし，固禅の復元案との相違点も生じている。

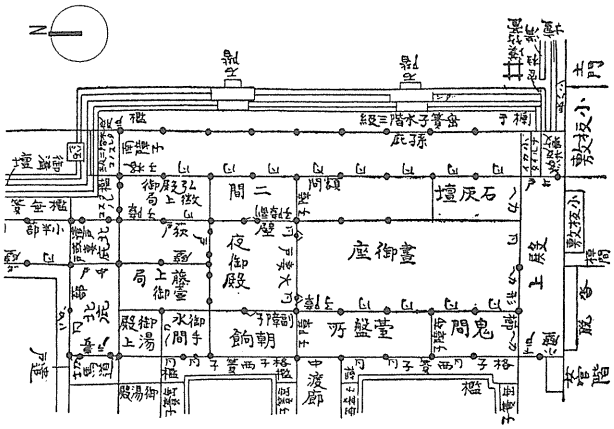

図 2-2　清涼殿平面図[注8)]

2.2　復古様式

「御指図御用記」の天明８年５月 17 日の記事によると，御指図御用掛，修理職に日勤が命じられ，関白鷹司輔平が修理職奉行日野中納言らに対し，「是迄之御殿御構相違之処等有之候，此通御治定之儀ニ而可有御沙汰之間者堅不可致口外」，すなわち，今回の造営は従前の御殿と異なるところがあるので，造営の内容が決定するまで決して口外しないよう申し渡し，「御附へとても必申間敷候，修理職并此儀杓々棟梁共も此段急度可申渡候」と，毎日参内して天皇の様子や諸用を記録する御付衆や修理職，棟梁共にも口外無用の趣を徹底している。この「御構相違之処」が復古様式による造営と考えられる。

しかし，幕府側は復古様式による造営には消極的で，総奉行松平定信は，５月 28 日に関白鷹司輔平と会見した際にも費用がかさむことを理由に反対[注9)]したが，結果的に紫宸殿・清涼殿など，儀式に関する諸施設に復古様式が採用され，また規模も拡大されることになった。

表 2-1 は「御指図御用記」の天明８年４月から 12 月までの作事関連記事の概要をまとめたものである。この期間は，紫宸殿・清涼殿などの記事が多く，特に 5～7 月に集中して見られる。復古様式による紫宸殿・清涼殿は，立面や構造などに関しても新たな検討が必要なため，優先して設計が行われたことが分かる。

一方，６月 12 日には，「不用之場所者可成丈相減，是迄弁利不宜所模様替申立有之候ハヽ，坪数不相増様勘弁取計，口向之儀者随分御手軽出来之積り」，すなわち，不必要な場所を減らし，使い勝手の不便な所の模様替えは坪数を増やさない，口向は簡素にするなど，復古様式による儀式関連施設に費用がかかる分，日常生活空間の簡素化で対応しようとしている。しかし，長期間にわたって記録に残らない多くの増築や模様替えがあり，それらが認められないことに多くの反発があった。

2.3　古図の収集

御指図御用掛などに日勤が命じられた同日，議奏広橋伊光から禁裏絵師土佐光貞[注10)]へ賢聖障子，通障子，竹台，石灰壇塵壷，櫛形窓，日華門･月華門扉の古図の提出が命ぜられた。日華門･月華門[注11)]以外はいずれも宝永度までの近世内裏には存在しない古代内裏の施設で，『大内裏図考証』にも図のないものばかりであった。

19 日に光貞は，賢聖障子は部分図のみ，通障子もほとんど古図がなく，竹台，石灰壇，櫛形，日華門･月華門については資料があり持参したことを報告した。

1) 日華門・月華門

図 2-3 は，土佐光貞が禁裏に提出した図の下描き，あるいは控えと思われる。屋根は起りのある桧皮葺で，門の左右には門より規模の大きな建物の脚部が描かれている。この形状から，本図は「年中行事絵巻」に描かれた平安内裏の日華門･月華門（**図 2-4**）を，光貞が透視図風に描き直したものと推察される。

22 日に光貞が参上した際に，幕府奉行衆から日華門･月華門の破風について説明を求められたが，光貞は古画に描かれていないので破風は分からないと回答している。

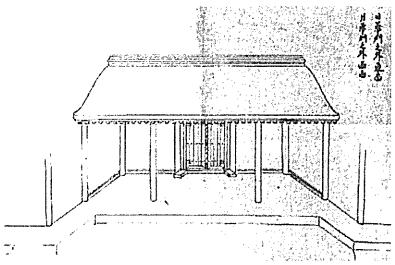

図 2-3　日・月華門
（「土佐派絵画資料」）

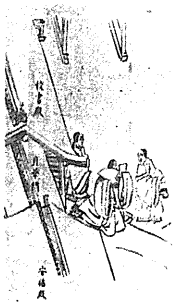

図 2-4　日・月華門
（「年中事絵巻」）

2) 竹台

竹台は，清涼殿の東庭にある呉竹，漢竹の植え込みを囲う垣である。５月 17 日に探索が命ぜられ，19 日に囲の内に板張のあるものとないものを提出し，竹が見える「透方」（**図 2-5**）が採用されている。

3) 櫛形窓

櫛形窓は，母屋と南庇殿上間の境に設けられ，床の高い母屋側からは殿上間を覗くことができたが，逆からは見えなかったとされる。光貞は，窓の大きさは不明である。横の小桟は柳筥[注12)]のようで，形も２種類あるが丸形に定めるとのことなので，自家伝来の古図で描いたと報告した（**図 2-6**）が，古図の出所を問われ，誰が写し

表2-1　作事関連記事

月	「御指図御用記」の作事関係記事	紫宸殿	清涼殿
1月	30　内裏焼失		
3月	22　幕府、老中松平定信に修築を命ず		
	25　造内裏御用掛・造内裏奉行を任命		
4月	07　勢多章純らを御指図御用掛に任命		
5月	17　御指図御用掛、修理職に日勤被命、御殿の決定まで不致口外と「関白殿被命」	18　坪数日野へ、間数を堤・高丘に提出	18　是迄の御殿の間口・奥行・柱間等調査
	17　8分白堺の完成日下間、絵図に丈尺・坪数の記入を修理職に指示	18　「階隠」について下間。	19　殿上間の間数書付修理職より受取る
	18　8分堺5通の24枚続きにて作成を被命、明日棟梁并絵図引等罷出	19　昨日、間数所司代より聞合	19　本日清涼殿以下の間数書付提出
	19　24枚続き8分白堺料紙を絵図に仕立、御殿坪数等提出日下間	20　坪数書付に相違あり、原因を下間	20　坪数の書付を修理職より受取る
	23　絵図・坪数書付添えて提出、坪数に相違あり、無調法	25　造内裏御殿絵図坪数計算	20　坪数書付、相違なし
	23　松平定信上洛	26　坪数の相違点を検討	21　縁幅を6尺から5尺に変更、坪数は再計算
	24　定信絵図を披見、坪数無調法は再計算	29　大絵図から坪数計算、来月１日に提出	29　岡嶋よりの坪数の書付相違有り
	26　老中・所司代焼地見分、造営に付き所司代より伝奏万里小路へ伺い	29　岡嶋よりの坪数の書付相違有り	29　8分、白堺24枚続きの絵図先日完成
	28　定信参内、関白鷹司輔平と会見	29　8分、白堺24枚続きの絵図面先日完成	
6月	01　定信、財政難のため復古に反対、下坂、御本殿の坪数書付明日提出	02　御本殿図面坪数書付受け取る	09　引直しの絵図出来
	02　御本殿図面坪数書付受理、建足し絵図、中井・小堀・修理職に無し	03　絵図8分堺では寸法が合うように訂正	13　妻破風錺絵図2枚岡嶋が持参
	05　絵図道具板受取るが不具合、修理職用に岡嶋と絵図大工を要請	05　指図を修理職より受取る	
	09　新造内裏指図は内密に行う	05　絵図引直し、9日に提出	
	14　正面図の鬼板の形が破風の図と異なるのは絵のため	09　引直しの絵図出来	
	15　御所破風の図1枚上野提出	13　妻破風錺絵図2枚岡嶋が持参	
	19　中井より宝永度の表絵図の控え提出	13　一殿の破風を正面に認め明日提出	
	22　絵図写所御元詰方部屋差支えにつき、陣座にて写させることを要望する	14　破風の図を正面図に引直し出来	
	22　陣座は差支あり、地下休所辺の写取りは差支無し、8分堺引出来次第提出	15　岡嶋、入母屋造・二重虹梁を提案	
	23　新造内裏御指図、北築地が北へ寄りすぎ、御本殿地間地打日数書付提出	18　軒の出を検討	
	25　「中井主水六分堺御尤ニ付丹後を以上ル」	19　南殿軒の出間数書付岡嶋持参	
	28　役所毎図面の6分堺への「引合」を陣座で行う		
7月	04　「新造内裏御指図引直出来、口向」の写取被命、岡嶋陣座辺にて作業	09　絵図の引立て御好み申出る	09　絵図の引立て御好み申出る
	08　新絵図の配置や規模等につき表へ申上る	10　絵図着手、絵図の継手に食違い	10　絵図着手、絵図の継手に食違い
	09　絵図彩色用の絵の具等を勘使へ申渡す	10　「自地上棟瓦迄」の高さ等下間	10　「自地上棟瓦迄」の高さ等下間
	11　紫宸殿・清涼殿の高さ提出（宝永度）	10　棟高、内法・外法等の寸法検討	10　棟高、内法･外法等の寸法検討
	13　絵図板（2間4方）の作成を要望	11　破風の図が表と所司代の図と異なる	11　破風金物飾りの絵図2種の作成を指示
	17　日華門と大臣宿の屋根の取合いは手本と同様、妻飾は略の方治定	11　破風金物飾りの絵図2種の作成を指示	12　棟梁岡嶋より蔀寸法に付き書付
	18　紫宸殿・清涼殿以外の妻錺は「早速ニハ出来不仕」	12　岡嶋より周辺建物との取合いに付き伺書	16　墨引絵図完成、空柱･蔀の構造検討
	19　関東への絵図の完成遅延、絵図張加候ハ御指急候付申付之弐人ニ而申認	12　岡嶋より蔀寸法に付き書付	16　図面の好替え訂正彩色、妻飾図を被命
	20　要法寺にて8分堺清書、板の間不具合、此方にて引く	16　墨引絵図完成	17　「御指図割直仕立」出来日数を提出
	21　表奥絵図清書、口向は24日に下清書完成、治定後清書に着手	16　石階は「御本之通ニ可仕」	19　妻飾の予定、彩色絵図等の出来日数
	21　新造内裏地坪につき下間、絵図から計算、提出日下間	16　蔀の構造検討	20　簀子絵図等の提出、絵図板が陣座から不出
	22　清紫両殿は赤色付るが、蔀は其侭、中井6分堺を上る	16　図面、御好替之通削引直彩色仕、提出	21　彩色絵図完成
	23　絵図板一昨日催促、25日に清書、陣座を張出す	16　妻飾図の作成を被命	22　彩色絵図日野へ上る
	24　表・奥金備絵図安芸より上る、中井主水6分堺淡州より上る	17　「御指図割直仕立」出来日数を提出	22　間違い有り、彩色両殿絵図を訂正
	24　表の相違点は間違につき断書の提出を披命	18　妻飾の予定有り	24　清涼殿丈間8間の見積りは7間4尺2寸5分
	25　昨日の不審棟梁より返答、詰廊下･賄廊下掛紙にて日野へ質問	18　沓切石より御築地際迄50間、築地厚6尺寸	28　絵図治定
	25　南御殿築地より表の口等までの間数、下清書と口の下清書計るよう披命	19　彩色絵図、妻錺絵図等の出来日数提出	
	26　宝永以来の建添えの調査御附衆へ命ず、修理職より返答有り	20　絵図の提出を被命、絵図板が陣座から不出	
	27　絵図板出来延期、口向の中清書はね紙の通りに治定	21　彩色絵図完成	
	27　「八分堺程村廿枚御尤ニ付修理職ニ而取寄但馬を以上る」	22　彩色絵図日野へ上る	
	27　「表ニ而出来中清書御渡是を以清書可致旨被仰渡」	22　間違い有り、彩色両殿絵図を訂正	
	27　清紫両殿図、「左近陣座辺へ少々御好替有之」「追而御治定可被仰出」	22　東北に取付く廊下の検討	
	27　惣御指図治定、「下清書可仕候」、不審の儀は伺う	28　絵図治定	
8月	06　御付衆口向き絵図の一覧を希望、絵図引き1人加える	05　廻廊等間数之儀昨日より往反有之	05　廻廊等間数之儀昨日より往反有之
	06　14日に中清書１枚完成、直ちに同様の絵図3枚の仕立被命	06　承明門より南殿の後迄等の間数を調査	10　破風妻錺図不見当
	06　中清書は此度の清書、棟梁よりの清書を中清書、本清書は表にて仕立	07　廊下等の検討	13　破風妻錺図紛失、勢多・土山より断書
	08　屋根の伺書提出（宝永以来有形屋根の振り方）、絵図板出来	10　破風妻錺図不見当	22　清紫両殿妻錺絵図出来
	12　指図内見、内侍所西へ１間寄り、これは棟梁の心得違い	12　御殿の建坪を３日で絵図には出来難	22　宝永と此度の坪差引き書付被命
	13　清紫両殿破風妻飾図紛失に付き、勢多・土山淡路より断書提出	13　破風妻錺図紛失、勢多・土山より断書	27　柱6寸５分角
	13　左近陣前土廂薄墨塗り仕上げを中止、御用掛に市野、岡田、松宮、高嶋披仰	13　東の和徳門、取付廊下板間に決定	28　絵図「差上候俱ニ而宜候」
	15　釘隠の「形写出来」の問合せ、17日には絵図と一緒に提出のこと	16　廊下の段数は高さ不明、壇と記入	
	15　棟梁・絵図引退出の後、日野・但馬内見にて、「陣座へ被相廻」	18　東軒廊軒の出3尺5寸～4尺	
	15　「絵図彩色之色付者絵図面之奥ニ書付」と上野申す	21　宝永度と此度の御殿坪取り書付下被命	
	16　絵図おける流水の表現は、色紙を細くして「滝ニ可張」、伏滝も同様	22　清紫両殿妻錺絵図出来	
	16　間数の書付は、御所と南北と隣、御所と女御御殿を分けて記す	22　宝永と此度の坪差引き書付被命	
	17　築地東側北･南の間数変更の検討、議奏衆へ絵図提出明日校合、棟梁共罷出	27　柱差渡1尺8寸	
	17　宝永度図面と比すと増坪に見えるが、これは建添えのため	28　絵図「差上候俱ニ而宜候」	
	17　瀧筋の深さにつき修理職より書上げ、両御殿絵図治定、6分堺引き		
	22　清紫両殿妻錺絵図出来		
	23　所司代へ被借扣図、所司代にて写す、上野は中井役所で作図中		
	27　新造の坪数書付出来、宝永以後の建添え、減坪数を書上げ		
9月	16　前日の写し絵図７箇所間違い、修理職校合せず	17　蔀の裏は横筋、取付の確認	17　蔀の裏は横筋、取付の確認
	17　急の絵図を仕上げた岡嶋に褒美の検討、棟梁1人に絵図引き3～4人		
	18　禁裏付、中井へ増し人数達する。権大夫の交渉で既に3人が従事		
	25　旧地等は元の形を引き、此度の図ははね図にする、岡嶋へ金500疋		
10月	06　修理職の図面と所司代の図面を校合、不審ヶ所4ヶ所	20　東西階隠や屋根に付き岡嶋工夫	07　殿上の軒の出検討
	19　妻錺治定、8分堺の金物瓦等に彩色、台絵図には不用	21　階隠の立図完成	27　岡嶋より屋根取合いと格好に関する書付
	28　妻錺図清書にて差出すよう被命	27　岡嶋より屋根取合いと格好に関する書付	28　屋根取合い紙形図完成
	30　土渡廊を低めるのはよいが、屋根の切欠きや縮めることは「不宜候」	28　屋根取合い紙形図完成	28　岡嶋より南殿上屋根等の取合いの書付
11月	01　土渡廊の屋根を低くしないと清涼殿は高くなる、紙形で屋根の取合い等検討	14　紙形立図作成、岡嶋病気、倅出勤	03　岡嶋、土渡廊の取合は絵巻物では復元困難
	03　修理職方、岡嶋に代わって惣官木子播磨の採用を検討	29　紙形立図の完成を催促	05　軒下の取合いを検討
	04　陣座寒気強く、台所に障子で囲み、畳を入れて絵図場とする		14　紙形立図作成、岡嶋病気、倅出勤
	06　絵図関東より返答、「御治定」		17　清涼殿紙細工立図22日に提出
	08　「御用弁不宜候得ハ無拠其訳合書付可伺候様」と関白殿被命		22　紙形立図完成
	25　小屋場之図町奉行より伺い、返答後に治定、大工頭中井正武没（55歳）		
	29　常仮皇居･常御殿修復済み、絵図引きは年内に終了、6分堺は15日限りとする		
12月	03　明日着陣御用に付き取り片付け、妻錺清書絵図出来	03　紙形立図完成	23日には清涼殿すべて一緒に完成提出
	05　御用6分堺7日に提出、紫宸殿雛形御出し、好みにて改め	05　紫宸殿紙細工完成	
	17　東四脚門に雨宿1ヶ所設ける、木子播磨の出仕決定		
	30　棟梁岡嶋上野掾に褒美として銀1枚		

図 2-5　竹台

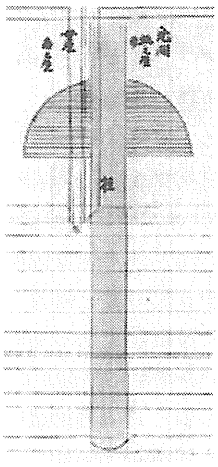

図 2-6　櫛形窓（同）

（「土佐派絵画資料」）

たかは不明と答えたため，さらなる調査を命ぜられた。

4)石灰壇

石灰壇は，清涼殿の東庇の東南にある地炉である（図2-7）。かつて天皇が清涼殿に居住していた際には，臨時の簡便な炉として用いられ，塵を集めて捨てるところから塵壷ともいわれた。光貞は，5月19日に塵壷の寸法や蓋の表など不明な部分が多いと報告している。

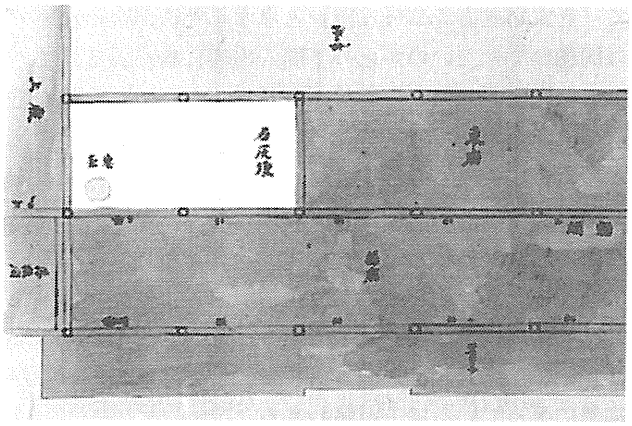

図 2-7　石灰壇（同）

5)初期の資料収集の目的

このように土佐光貞は，公家からの要望に対し，自家伝来の粉本を写して持参したり，禁裏に借り集められた絵巻物を写して応えた。また，分かりにくい図については透視図風に描き直し，時には知見を披露し，復古に関する提言を行っている。

復古様式での造営がまだ決まらない天明8年5月という時期に，集中的に資料収集が行われたのは二つの理由が考えられる。

一つは，幕府老中松平定信の上洛を前に作業が進められていることから，幕府側に示すために制作されたと思われる。老中の上洛は異例で，江戸において，京都の公家の動きについて何らかの情報を得ていた可能性がある。定信は『宇下人言』において，上洛し5月23日に関白鷹司輔平と対面した際，すでに図面や資料が用意されていたことを記しており，定信への説得資料として図面と具体的なイメージ図を用意したものと思われる。

もう一つは，公家にとっても復古様式を具体的にイメージのできる材料が必要であったと思われる。多くの公家達にとって，文字と平面図の『大内裏図考証』は実際の建物を想像しにくいものであったに違いない。

土佐光貞は，「年中行事絵巻」などの断片的な資料から日華門・月華門などを透視図風に描き，復古様式のイメージを確かなものにしたのである。

3.　配置計画と躯体設計

3.1　配置計画

5月29日，非蔵人藤島但馬より修理職松宮主水に対し，先日提出された紫宸殿・清涼殿の絵図を描いた際に，「白堺幾ツ目より引掛り候事哉」と，用紙に引かれた碁盤目の「幾ツ目」から絵図を描き始めたのかと問われた。それに対し，棟梁岡嶋は「御手本之御絵図面之明之処見請目分量ニ而引掛候」と，手本の絵図の明き具合から目分量で作図したと返答したところ，藤島は承知せず，「先承明門引，其より尋常殿迄何丈，尋常殿より紫宸殿迄何丈と引」，すなわち，先ず承明門を描き，それより尋常殿や紫宸殿までの距離をとって描いていないのかと問うている。

尋常殿がどの建物に該当するかは不明であるが，この記述から，承明門を配置計画の基準とし，これをもとに紫宸殿などの位置，すなわち儀式空間の規模が決定されたと考えられる。

承明門は，平安宮内裏では紫宸殿南庭の南に設置されていたが，中世には廃絶し寛政度内裏で復活した門で，儀式に用いられる施設として復古様式で計画されるとともに，今回の内裏造営の基準になる施設として重要な意味を持っていたことが窺える。

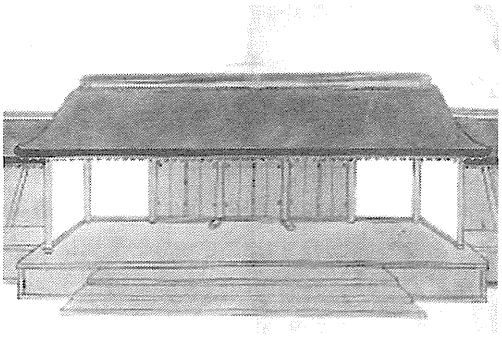

図 3-1　承明門（「土佐派絵画資料」）

なお『大内裏図考証』では，「年中行事絵巻」から承明門の形態を「檜皮屋，円楹五間三戸，壇囲以条石石板，石階内二級外三級」と考察している。また「土佐派絵画資料」には，上記の特徴を備えた承明門と考えられる３点の絵図があり，そのうちの１点は透視図風に描かれている（**図 3-1**）。

復古様式による建物の位置関係の概略を**図 3-2** に示す[注13)]。

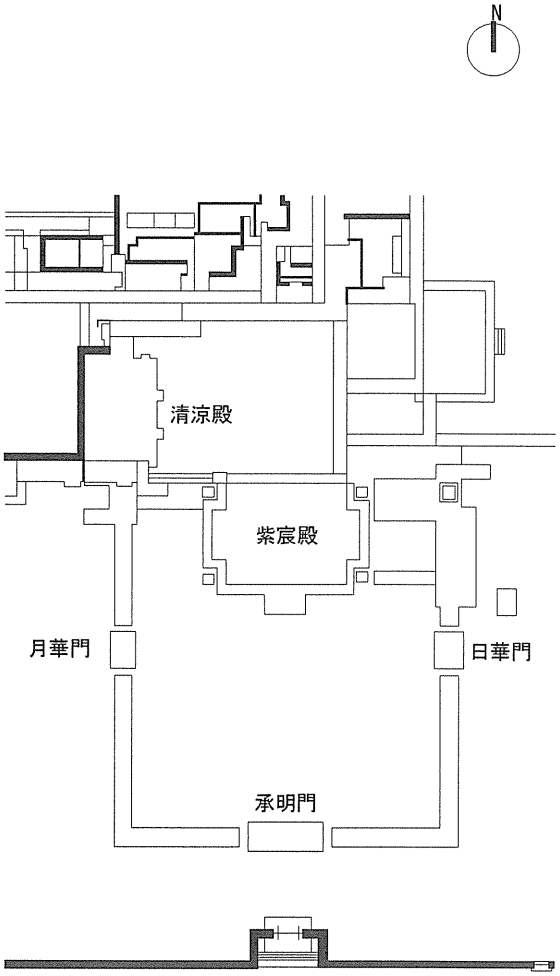

図 3-2　復古様式建物配置図

3.2　紫宸殿

1)基本絵図の作成

５月 17 日，修理職奉行堤宰相・高丘三位が，修理職岡田権大夫に対し，一御殿（紫宸殿）の指図を渡し，「此丈尺ニ而八分堺坪割之白堺付候而，此図面之通御絵図仕立」，すなわち図面の寸法にて８分堺[注14)]による絵図の作成を命じ，さらに各部の坪数を明日提出するように申し渡した。岡田が寸法の記入がない箇所について尋ねたところ，「御間内何程，御椽何程都合何程，但御階ハ外」と，間内，椽，階段のように箇所ごとに分けて記すように命ぜられた。これは，23 日に上洛する総奉行松平定信に復古様式の図面を示すためであった。

翌日，「御殿坪」「惣御椽長延」などと区分され，末尾に「惣坪弐百三拾坪　御階段外ニ而御座候」と記された規模間数が修理職奉行日野中納言へ提出された。

20 日，昨日の紫宸殿の坪数には相違があり，その原因を下問された棟梁岡嶋は，丈数で表記された紫宸殿の寸法を６尺５寸と換算したので相違が出た、清涼殿も丈数による表記であったが、「壱間五尺」との書付があったので、坪数に相違がなかったと報告している。

25 日，造内裏御殿絵図に記された本殿・廊下などの坪数と，従前の絵図による坪数の比較を命ぜられた。また従前の絵図にないが，今回示されている御殿があれば，「御拝廊ニ候ハヽ御拝廊下坪数何程」のように廊下ごとの規模を書き出し，今日中に報告するよう申し渡された。

６月２日には，修理職奉行加勢大原三位より「長橋廊，清涼殿之西取合，殿上，宜陽殿，孔雀之間，東西腋，軒廊，陣座，日花門，月花門」を，本御殿御絵図に積り書付の提出が命ぜられた。すなわち，主要な諸施設が絵図に記入され，設計が確定した。

2)絵図の検討

６月３日，先日提出した「四枚続」の紫宸殿絵図に対し，重なり合うところがあるとの指摘のほか，８分堺にて「壱丈之処壱寸二分五厘」と申すが寸法が合わないのは間違いではないのかとの下問，出廂に階があるがこれはない方が宜しいとの意見があった。さらに，東西の階段の段数と南の段数が異なる。高さは同じであるので，木の大小によってそろえるつもりかとの問も出された。

棟梁岡嶋は，絵図面の通り相違はなく，階段の段数も図面の通り「八級」，すなわち８段であるとし，縮尺については「八分堺聢とはまり候様引直可上候」と，８分計にて再度絵図を描き直すという。そして出廂の階は取り，段数は「八級ハ九級ニ可致候」とするなど，設計が細部に至っている様子が窺われる。

５日に紫宸殿絵図と絵図板を受取り，絵図を板に押し当てて見ると合わないので，岡嶋に「絵図之方宜敷板之方之悪敷敷」，絵図が正しいのか絵図板が不良なのかと糺したところ，絵図引き大工と板拵えの職人が用いる曲尺は，「寸分之処ニ而少々宛之違有之」と，双方の担当者が使用している曲尺の違いに原因であると指摘している。この絵図は，９日に絵図を描く際に用いられる上質の程村（ほどむら）紙４枚に描き直されて提出されている。

3)破風の検討

６月 13 日に，棟梁岡嶋が「紫宸殿・清涼殿，妻破風錺

金物絵図弐枚」を持参した。紫宸殿絵図には金物がすべて描かれていたが，破風には「只彫物有之」との札が付けられ，清涼殿は紫宸殿と同様とのことで破風のみの絵図であった。そして添書には，紫宸殿・清涼殿の破風金物は「御殿之錺荘厳ニテ御座候得ハ，別段略式之錺金物之仕形無御座候」，すなわち，金物は御殿の荘厳のためにあるので略式の錺金物はない，付けるか否かは「御好次第之儀与奉存候」と記している。

同日，修理職奉行堤宰相より紫宸殿の破風の図が出され，「此図正面ニ認明日可上候」と命ぜられた。翌日提出された正面図を見ると，破風の下にある鬼板の形が昨日と異なっているので尋ねたところ，昨日の図は「絵ニ而御座候」，絵では建築ができないため「職方法式之通ニ仕候」と返答している。

4)屋根構造の提案

6月 15 日に本御殿・内侍所の破風図を提出した折りに，岡嶋は紫宸殿の屋根について，「入りモヤ作りハ御所ニ而ハ紫宸殿内侍所計ニ候得共，堂塔ニ而は多有之候」「二重虹梁ニ而無之而者不相成持も悪敷候」，すなわち，入母屋屋根は御所では紫宸殿と内侍所のみに用いられているが，堂塔には多く採用されている，これらは二重虹梁でなくては構造上の安定が保てないと，入母屋屋根と二重虹梁を提案した。

18 日に，岡嶋の二重虹梁案に対し古来の実例によるものか，そうであればその出典を示しように下問されたが，岡嶋は今回の紫宸殿は二重虹梁でないと構造的に成立しないと判断したこと，さらに「畢竟今紫之御座候古キ形有之，其形を以引立之儀ニ而者無之」と，古いものを根拠に設計したものではないことを明言している。これらから，紫宸殿の屋根は，棟梁岡嶋の設計によるものであることが明らかになった。

翌日，岡嶋は書付によって，「此度者，御有形より梁間広く相成母屋桁相増候得ハ，二重虹梁ニ相成取組不仕候而者，堅メ方格合等も不宜候」，すなわち，今回は従前より梁間が広くなり桁行きも増している。これほどの規模になれば，二重虹梁を用いなければ構造的にも不安定であるし，立面の格好なども「不宜」と意匠についても言及し，さらに「当時仁和寺，泉涌寺紫宸殿之古キ有之」と，当時仁和寺と泉涌寺に古い紫宸殿が残されていることを指摘している。

5)立面の検討

7月 10 日，修理職奉行高丘三位より，紫宸殿・清涼殿の「自地上棟瓦迄高」さと「鴨居其外惣而寸尺」の吟味が命ぜられた。前者については「聢と難計」と返答し，後者はについては「柱内法外法鴨下等如何」と問い返している。これに対し高丘は，「中井ニ而得と相調可申，柱内法ニ成とも真取り成とも何分相分候様ニ寸尺可申上」，すなわち，中井役所の資料をよく調べ，柱の内法であっても心々であっても寸法が分かるように報告せよと命じた。平面がほぼ決定してきているので，立面の検討に入ったのであろう。

寸法については，同日，中井家から宝永度の紫宸殿・清涼殿の書付が提出され，設計に関わる多くの資料を中井家に依存していること，この段階では，高さ関係や柱間の寸法などの取り方について方針が定まっていないことが窺える。

7月 11 日，先日完成した紫宸殿破風の図と所司代の図とで相違が見つかった。このような間違いはあってはならないことで，岡嶋に「内々ニ而様子」を尋ねたところ，所司代の図は「上野候而者無之外之棟梁」，すなわち，所司代の図は岡嶋以外の棟梁が作成したものであった。岡嶋は，新殿の破風は大きいので破風も継ぐことになり，継いだ箇所には金物がなくては見苦しくなるため，「金地板も上野上候よりハ多候」と，自身の設計より多くなるのであろうと返答している。

このことから，棟梁岡嶋の揺るぎのない自信が感じられるとともに，中井役所棟梁の技量の高さが窺われる。

6)取合いの検討

7月 12 日，岡嶋より紫宸殿と東左近陣座の取合いの明きが７尺程，同西明義門の取合いの明きが２尺程に見えるが，寸法調整は承明門の両脇でするのか，もしくは廻廊の間数を延ばすのかと伺書が出され，さらにこの他，「日花門并議所之辺間数并廻廊長延九十二之処，二間程不足」，日華門と議所付近の長さや廻廊の長さについて２間ほどの不足を指摘している。

この対処については，非蔵人藤島但馬は，先ず墨だけで「棟梁方存意之通引立」と，棟梁岡嶋に彩色しない図面での提案を求め，それを見てから不審な点を下問するとしている。これらから，建物細部の詳細な事柄は岡嶋に判断を委ねていることが分かる。

16 日，紫宸殿・清涼殿・廻廊・承明門などの墨引き絵図が提出されたが，廻廊において間数が相違する箇所が５箇所見つかったため，該当箇所を，

「一　廻廊　承明門両脇拾八間之処，拾八間半宛ニ仕候

日花門
月花門　南十八間宛之処，拾八間弐尺三寸七分余宛ニ仕候（以下略）」

すなわち，承明門の両側の長さ 18 間を 18.5 間，日華門・月華門の南 18 間を 18 間２尺３寸７分のように書付を訂正している。

18 日，紫宸殿・清涼殿に加えて，諸門・諸殿の妻錺も仰せ付けられた。これは予定外の仕事の追加で，「略ニ而も中々早速ニハ出来不仕候」，略式のものでも早急に

は出来難いと訴えている。

同日，新御殿の「参内沓切石より御築地際迄」の距離が下問され，棟梁岡嶋は，間数51間，築地の厚さ6尺9寸との書付を提出している。紫宸殿周辺の諸施設の位置関係が確定してきたとみることができよう。

22日，紫宸殿背面東の唐戸の所へ，北から廊下が取り付けられるところ，唐戸の所へ設けられていないため調べてみると，紙を継いだために生じた延縮のため図面の位置がずれて，「廊下中程之処江唐戸ノ西ノ柱」が当っているように見えた。そこで岡嶋が陣座において全体を開いて見たが，何とも「難申上」と報告した。この件は，修理職奉行日野中納言へ申上され，評議の結果，清書し直し，その箇所は訂正ができるようにしておき，紫宸殿の廊下は描かない。そしてその後、訂正箇所を報告するように命ぜられた。

後日の調査の結果，やはり「廊下紫宸殿後東ノ方唐戸之処相当り有之」ことが明らかとなった。その際に，図面に添付された書付に記された「妻戸」を「唐戸」に訂正すること，さらに，紫宸殿の廊下に「手段」を付け，板間の間は紫宸殿の簀子と同様とし，廊下の欄干をなくし，東の方より廊下・板間の間の東側へ折廻りに欄干を付け，廊下の西の取付，紫宸殿簀子の所の西へ欄干を付け，板間の間の西側は板羽目とするなど，欄干の取付け位置や壁の仕様などについて設計の変更が示されている。

なお，用紙の延縮について岡嶋は，7月10日に表から出された絵図の継目が悪く食い違いの多いことを指摘し，そのまま描けば間違いが多く出るが，その通りに描くのかと問うている。そして，中井役所では，出された絵図のように1枚毎に図面を描き，完成の後に用紙を継ぎ合わせるのではなく，絵図板に用紙を張付けてから描くので食い違いは生じないと指摘している。中井役所流の作図法の精確さが窺われる。

28日，昨日提出された6分堺の紫宸殿・清涼殿の絵図に対し，「大臣宿之辺少々御好有之被改候，且軒之辺柱壱本被取候処有之」と，大臣宿周辺の変更と柱が1本抜けているとの指摘があったが，それ以外はこのままでよく，この絵図が「御治定之御絵図」，すなわち決定した設計図であると認められた。

約2箇月にわたり，紫宸殿・清涼殿を中心に，平面や構造，破風錺，さらには「御好」など多くの課題を抱えながら絵図が作成されてきたが，この時点で紫宸殿・清涼殿の平面が決定した。そして，治定した絵図は程村紙に6分堺で描かれ，彩色仕上げが施されたと考えられる。

3.3 清涼殿

1)規模の検討

5月18日，是までの清涼殿の規模について，「軒数間数，間口何程，奥行何程」などが詳細に報告されている。さらに翌日には，清涼殿・殿上・東西廊左近陣座・日華門・月華門・承明門など，儀式に関連する諸施設の間数が書き上げられ，その坪数を「四百三拾八坪六分四厘」とした書付を提出している。20日，これらの間数・坪数が，表より出された書付と今日改めて口向から出された書付を引合わせた結果，相違のないことが確認され，表における施設群の規模が決定した。

2)設計変更

5月21日，清涼殿の椽幅が6尺から5尺に変更された。そこで修理職奉行高丘三位より，5尺に変更した場合の坪数について，昨日の書付のようにすべて書上げ，変更後の総坪数の提出を命ぜられた。

しかし，御用掛勢多大判事が昨日の書付の控えを確認したところ，書付には御椽の記載がなかったため，修理職加勢高嶋監物へ「此方抔ニハ御椽之事不見候」と申したところ，高嶋と修理職松宮主水より，昨日の書付には椽の坪数はなかった。絵図には簀子椽6尺と記されているが，お好みの書付には椽はない。椽は間内の坪数には入らず「地坪」すなわち土地に掛るものであるから，書付には記載されないことを聞いたので，その旨を高丘へ言上している。

設計の詳細になると，修理職奉行といえども分からない点や思い違いもあったのであろう。実務担当の修理職や棟梁岡嶋の苦労が推察される。

清涼殿の調査・設計などは，ほぼ紫宸殿と同時に行われているが，6月にはその作業が進展していない。これは紫宸殿の平面や構造に大きな問題が生じたため，岡嶋達の仕事が紫宸殿に集中したためと考えられる。

7月16日修理職奉行堤宰相より，清涼殿辰巳角の溝の内へ立てる空柱は無用のため取るに命ぜられている。これ以後，紫宸殿の設計と同様に進められ，28日に絵図が「治定」された。

3.4 棟梁岡嶋上野の役割

1)棟梁岡嶋上野

棟梁岡嶋上野の仕事は，復古様式で再建される建物の設計を行うことであった。特に根拠となった『大内裏図考証』に記されていない部分については，自らが培った知識と経験を踏まえて設計をした。

なお，常御殿・台所・対屋などの復古様式以外の建物は宝永度を踏襲するため，中井家に伝来する図面をもとに岡嶋以外の棟梁衆が作成したものと推定される。

無調法　5月23日に棟梁岡嶋より提出された書付に間違いがあり，24日に岡嶋の無調法に対し断書の提出を求める議論がなされた際，修理職は「右棟梁修理職手前キ之棟梁ニテハ無之，中井方之棟梁ニテ夫々組頭も有之候得ハ，無調法之断書差出候様ニ相成候而者，差扣も不伺候

而ハ不相成候」，すなわち，棟梁岡嶋は修理職の所属ではなく中井役所の棟梁である。役所には組頭もおり，公に断書を提出させれば出仕の「差扣」も伺わなければならない。さらに絵図が描けるのは棟梁の岡嶋だけであることから，断書を提出させることを躊躇している。

また6月4日には，紫宸殿指図の提出期限が本日昼までのところ提出されず，催促しても連絡が取れない状況であった。実情は，所司代より急に指図の仕事を申し付けられ取りかかっていたのであるが，甚だもって不埒の至りであると判断され，事態が悪化した。

岡嶋は断書の提出を申し出たが，修理職岡田権大夫は，前回と同様，中井役所の棟梁に断書を提出させれば組頭への届けも必要となること。また，これを理由に岡嶋に御用を断られては他の者では仕事ができないことを理由に，「上野程ニ御用ニ相立候ものも無之ニ付，只今引せ候而一向差支候得ハ随分致用捨置」，すなわち岡嶋ほどに仕事ができる者は無く，今辞めさせては差し支えが生じるので用捨すると申し出ている。

さらに，岡嶋は御用掛の棟梁ではなく御附衆より中井役所へ掛け合って派遣してもらった棟梁であるため，当方の了簡も申し難いとしている。

そこで，岡嶋に案文を示し，6月5日に以下のような断書を形式的に提出させた。

「来此間絵図御用ニ付心得違之儀仕恐入奉存候，自今之処急度相心得相勤可申候，宜御断被仰上可被下奉頼候，以上

五月五日　　岡嶋上野大掾

修理職方御役所」

これに対し，文末の「頼」を「願」に書き替えるようにとの意見があったが，修理職岡田権大夫は，「奉願候」とすれば頭分への届が必要となる。当初は宛所もなかったが，「修理職役所宛」として問題の解決を図っている。

今回のような出来事を防止するため，棟梁岡嶋を専任にしたい話が浮上する。

専任願い　翌日，「棟梁岡嶋上野此方取切ニ致度段書付」，すなわち，岡嶋を修理職の専任にしたい旨の書類が修理職加勢高嶋監物より御付衆へ出された。書類には，元来修理職所属の木子職の存在と木子職を奉ずる木子家の現況，つまり担当者が病気がちであること，「古形」が拵えられないこと，さらに大絵図の作法については「甚不案内」であることなどが示された。

そのため絵図御用として中井役所から岡嶋上野掾が出仕しているが，「中井主水方ニも外御用掛りも御座候哉，急御用之御間ニ合兼候而者右上野掾并絵図大工壱両人，修理職役所へ日々相詰候様仕度此段申上候」と，中井役所において他の仕事もあろうが，急ぎの仕事が間に合わないと困るので，岡嶋と絵図大工の専従を御付衆へ申し出ている。

そこには，禁裏大工の技量の低下，棟梁としての岡嶋の必要性，さらには内裏造営に関する情報の漏洩防止の意図が垣間見える。

2）絵図場

今回の造営では，表の諸施設にのみ復古様式が採用され，生活に関わる奥の諸施設は宝永度を踏襲するというものの，膨大な絵図が作成されている。

場所　6月22日，絵図場は「御元詰方部屋此節差支ニ候ニ付，陣座ニ而写させ候儀如何可有之哉」と，当初は元詰方の部屋をあてられていたが，支障があるので陣座に場所を移したいと修理職より申し出たところ，表に差し支えがなければ大丈夫だろうとのことであった。

しかし，陣座に差し支えがあり，台所では少し狭いため「地下休所之辺」ではどうかとの意向であったが，結局「午刻頃迄紙張立出来夫より於陣座写ニ掛り候」とあり，昼頃に絵図板に用紙が張付けられ，陣座で写図作業にかかっていることらか，絵図場が陣座[注15]で決着している様子が分かる。

絵図板　絵図を描く際に用いられる絵図板は2間四方，桧の無節で，1枚の作成に約10日かかった。それに用紙を張付けて描いたため，7月20日に絵図の提出を命ぜられても，「絵図板へ張付有之放候事難仕，且絵図板之侭上候而も宜候得共，陣座ノ口難出」，すなわち，絵図は板に張付けているので取り外すことは難しい，また絵図板を出そうとしても陣座の出入口から出せないと断っている。このことから，絵図板の大きさもさることながら，陣座の狭さも推察される。

24日に発注された絵図板は，「木取之節木品不宜」と決して良い品ではなかった。このような絵図板を用いて膨大な絵図が作成されたのは，偏に絵図引き大工，ひいては中井役所棟梁の技術の高さによるものと考えられる。

4．造作と意匠

4.1　棟梁木子播磨の役割

棟梁岡嶋は，図面が完成した天明8年12月に，修理職大工としての活動を終了した。岡嶋に代わり修理職大工を勤めたのは禁裏大工棟梁木子播磨である。

木子播磨家は，元禄14年（1701）に諸役免除となり，その後に常御用と修理職大工を兼帯するようになった。当家は宝暦11年（1761），播磨が名跡を相続したため，父治兵衛が常御用向きを勤めたが，治兵衛が没したため再び播磨が兼帯し，明和3年（1766）に播磨大掾の受領を得た。安永4年（1775）秋に常御用を召し放たれたが，木子職は同年末まで勤めた。天明8年12月から倅の治平とともに修理職大工に復職し，造営御用を仰せ付けられ，寛政元年以降，倅の治平とともに大工の立場で公家の意

向を受けて仕事を行った。

木子播磨は，建築の専門家として公家の疑問に答えるために，時には古画で不明な部分について修理職とともに行う古建築の調査や，幕府方大工との折衝などの働きを期待された。例えば，寛政元年３月４日には「紫宸殿軒高サ」，12 日には幕府から出された天井図などが「木子播磨江相糾」されている。５月 17 日には「御普請方より伺候対屋床段違付札之儀を以分リ能書付可申上之旨被仰渡木子播磨江申渡候」と，幕府普請方から出された対屋図に付け札で解説を加えることを求められている。すなわち，木子播磨の監修は復古様式の建物だけでなく，内裏全般にわたっていた。播磨の仕事は以下のようにまとめられる。

1)図面・木型の吟味

内裏の造営は幕府の役目であるが，今回の復古様式については禁裏が主導したため，幕府から提出される図面や木型を吟味することは播磨の重要な仕事であった。

寛政元年２月以降，紫宸殿の図面，木型が次々にもたらされ，ほぼ毎日のように木子に「相糺」す事項があった。木子播磨はそれらに対し，書面，朱書，付札をもって回答した。

2)制作と提供

また木子は，自らも起し絵図や雛形を制作するとともに，畳職人，御簾職人，絵師などに清涼殿の図面の提供も行っている。

4.2　建具の制作

天明８年５月絵師土佐光貞は，内裏の内･外観に続いて，建具などの古図の探索を命ぜられている。

1)蔀

５月 24 日に土佐光貞が持参した蔀図は，松平定信への説明資料であったと思われる。７月 12 日に紫宸殿・清涼殿の蔀の寸尺が棟梁岡嶋から提出された。16 日には，是まで紫宸殿の蔀は内揚，清涼殿は外揚であったが，今後は紫宸殿・清涼殿，その他の箇所も内揚とし，その裏は横筋のみの計画となった。ただし，次将座・公卿座・議所は外揚とし，表裏ともに格子組である。また，西面に設けられる内揚の蔀は，従前の通り「格子ニ組，裏ハ横筋計」とする旨を命ぜられ，土佐光貞は蔀の表，裏の図を提出している。採光や日照の関係であろうか。

寛政元年２月には宜陽殿の蔀，４月には内侍所の蔀の寸法や仕様が検討されている。

2)妻戸･折戸

寛政元年正月から３月頃になると，清涼殿の立面が作られ，建具などの細部に検討がおよんだ。

折戸の金物の検討資料を収集するため，裏松固禅の提唱で古建築の実地調査が行われた。寛政元年２月７日には，東寺の子院である金剛珠院で，「唐戸妻戸其外金物釘隠等之形」が写し取られている。11 日には，修理職から表へ賢聖障子・遣戸・唐戸・折戸などの図が上げられている。しかし賢聖障子を８尺としていたため，「惣躰・唐戸・長押内法，七尺九寸ニ被仰出」したことと齟齬があると疑義が呈され，長押内法に治定している。

なお唐戸については，22 日に絵師土佐光貞に土佐家伝来の「なよ竹物語絵巻」から唐戸（**図 4-1**）のくるる[注16]

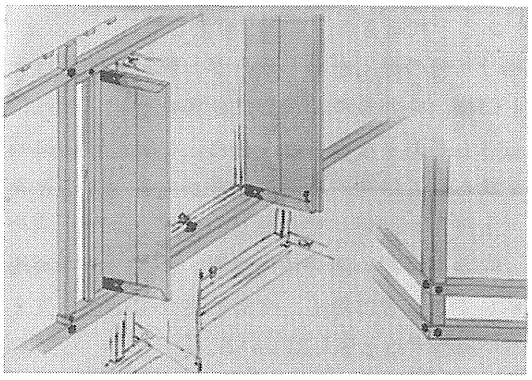

図 4-1　唐戸（「土佐派絵画資料」）

を，翌 23 日には「春日権現験記」から布障子の部分を写すよう命ぜられている。

3)襖障子の制作

絵師土佐光貞は，天明８年６月 14 日に，名所の襖障子の調査を仰せ付けられ，15 日に清涼殿の絵は見出せなかったが，「伴大納言絵巻」に少々あったので写して持参したと回答している。

翌寛政元年２月 11 日に，障子の高さ寸法が６尺とされ，17 日には絹障子（鳥居障子）と布障子の幅寸法と枚数が書き出されている。さらに３月 18 日には，障子絵に施す紺青・群青の霞引の手本を光貞に提出させ，大和絵とするよう命じている。

内裏は寛政元年７月４日に釿始，８月 13 日に立柱の儀が執り行われ作事が始まった。翌寛政２年１月 20 日に鳥居障子の唐絵に貼付する「本文」[注17]が治定し，障子寸法は１月 22 日に高さは６尺６分，幅は３尺４寸２分余が 24 枚，４尺６寸３分余が６枚と確定した。６月３日に，鳥居障子の仕様は清涼殿のみ紺青引，但し裏彩色を用いる略制となり，５日に土佐光貞が障子に金泥を引くことを進言したが退けられている。

７月 29 日，障子の大和絵に貼付する和歌治定した。26 日に上棟しており，ちょうど躯体工事を終えて造作工事に移行する時期にあたる。

土佐光貞に名所絵の下絵の提出が命ぜられ，８月４日，光貞は日野資矩方で写した名所和歌 28 首と清涼殿の図を御指図御用掛に持参した。下絵は８月 17 日に日野資

矩へ提出され，22 日に治定した。

９月に入ると障子に貼付する色紙ができあがり，和歌の染筆に回された。10 月 15 日に地鎮祭があった。

内裏は８月 11 月 17 日に皆出来たものの，11 月 22 日に光格天皇の移徙が執り行われたので，色紙の貼付は移徙後の 12 月９日に行われた。

4.4　その他

1) 襖

襖の付属品についても検討が進められた。

寛政元年２月 13 日には，土佐光貞が襖縁の紋の濃色と淡色の２種，引手の紐，絵形１枚を持参した。縁は「承安五節図」を参照するように指示されていたが，詳しくないので祖先の光起による土佐家伝来の図で描いた

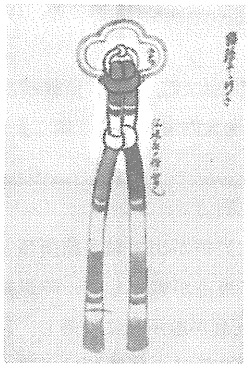

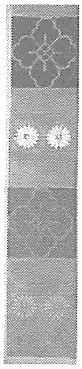

図 4-2　襖引手（同）　図 4-3　襖縁（同）

としている。

このように，２月以降，障子に貼る色紙形，引手の形（図 4-2），縁の軟錦の幅・紋様（図 4-3），縁の金具などが絵巻物を参考に決められた。

また光貞は，持参した引手の図に対し「恰好相応」とのことであったので，このようなものであろうかと描いたとしており，細部は光貞の美的感覚に任されたことが分かる。襖の縁は２月 16 日に 2.3 寸と治定するが，「土佐派絵画資料」中には，352×71cm のほぼ実物大に描かれたものがあり，提出図がそのまま織方に示されたと考えられる。

2) 帽額・御簾・房

同じ頃，御簾とその上部を覆う帽額（図 4-4），さらに御簾の房（図 4-5）についても検討されている。

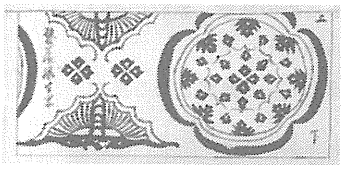

図 4-4　帽額（同）

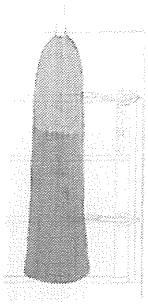

図 4-5　御簾の房（同）

２月 30 日には，「石山寺縁起」「春日験記」から御簾と帽額の紋様を写させ，５月 24 日には，紋について土佐光貞の「存寄りの儀」を問い糺している。

光貞は単に絵巻模写だけでなく，多様な情報を提供したのである。これらの御簾・帽額・縁・房・金物の図は，５月 28 日に絵図の通りに試作するよう簾屋に渡され，６月３日に返却されている。すなわち絵師光貞の描く図は，そのまま職人へ指示するための図としても用いられたのである。

立面や細部の造作になると，『大内裏図考証』にも記述のないものが多く，新たに絵巻物から詳しい資料が収集された。その古図の探索と参考図の制作も絵師光貞の役目であった。

５．まとめ

寛政度内裏における復古様式の企画・設計過程について，「御指図御用記」などの資料を検討した結果，以下の事柄が明らかになった。

1) 禁裏絵師による多岐にわたる絵画資料収集

禁裏は復古様式による造営を実現させるため，企画の当初から土佐光貞に古図の収集を命じ，光貞は絵図の収集，描き直し，復古に対する提言などを行った。これは総奉行松平定信に見せる資料となるが，文字と平面図のみの『大内裏図考証』を公家に理解させる目的もあった。

2) 明確な造営方針

幕府は，復古様式を紫宸殿・清涼殿などの儀式に関する施設に限り，生活空間に属する諸施設は宝永度造営を踏襲した。配置計画に際し，承明門を基本として儀式空間が決定された。

設計は，紫宸殿・清涼殿を中心に進められ，紫宸殿の屋根と構造には，棟梁岡嶋上野が提案した入母屋屋根，二重虹梁が採用された。これは復古ではなく，岡嶋の設計によるもので，禁裏側もその技量を高く評価していた。

清涼殿は，平面の間仕切の変更や諸施設の省略など『大内裏図考証』との相違も見られ，使い勝手などが考慮された施設となっていた。

3) 棟梁・絵師の活躍

禁裏大工木子播磨は，天明８年 12 月から修理職大工に復帰し，公家の意向を受けて仕事を行った。木子の仕事は，幕府から提出される図や木型に問題がないかを吟味することで，それらに対し書面，朱書，付札をもって回答した。また木子は，自らも起し絵図や雛形を制作するとともに，畳職人，御簾職人，絵師などに清涼殿の図面の提供も行った。

禁裏絵師土佐光貞も造営の企画段階から絵図の収集などに参画し，建物の設計の進行に合わせて，さらに建具・襖障子などに関する絵図の収集や描き直し，清涼殿の名所絵障子などの制作を行った。

これらの詳細な絵は，職人に下絵として示された。それらの絵は近世的な技法で描かれており，建物ともども厳密な復古でなかったことが窺えた。

＜注＞

1) 寛政度内裏について，建築史学では藤岡通夫（『京都御所［新訂］』，中央公論美術出版社，1987 年），平井聖（同編『中井家文書の研究』7，中央公論美術出版，1982），谷直樹（同編『大工頭中井家　建築指図集－中井家所蔵本－』（思文閣出版，2003）により京都大工頭中井家の指図が紹介されている。これらの他，島田武彦「紫宸殿の屋根について」（『日本建築学会近畿支部研究報告集』1955），同「寛政復古清涼殿の復元計画について」（『日本建築学会近畿支部研究報告集』1975），斎藤英俊「京都御所と仙洞御所」（『日本美術全集』19，学研，1979），天木詠子・西和夫「寛政度内裏の障壁画制作における平安復古について」（『日本建築学会大会学術講演梗概集（東海）』1994）などがある。また藤岡，平井，島田などにより，「造内裏御指図御用記」（宮内庁書陵部蔵，以下「御指図御用記」と表記）から内裏造営の工程の一部が明らかにされている。さらに島田（『復古清涼殿の研究』，思文閣出版，1987））や筆者ら（岩間香他「復古様式の造営過程と中井役所棟梁の岡嶋上野掾－寛政度内裏に関する研究（２）」（日本建築学会計画系論文報告集第 588 号 2005 年 2 月）によって，復古内裏の設計などで重要な役割を果たした中井役所大工棟梁岡嶋上野掾について紹介されている。

一方歴史学では，藤田覚「天明の「勅書」」（『日本歴史』490，1989），同「寛政内裏造営をめぐる朝幕関係」（『日本歴史』517，1991），同『近世政治史と天皇』（吉川弘文館，1999）が寛政度内裏の造営過程を，久保貴子「改元に見る朝幕関係」（『近世の朝廷運営』岩田書院，1998，初出 1991）などが時代背景を論じている。美術史では，千野香織「建築の内部空間と障壁画－清涼殿の障壁画に関する考察」（『日本美術全集』16，講談社，1991），岩間香「寛政度御所造営と土佐派の名所絵」（京都市立芸術大学芸術資料館編『土佐派絵画資料目録 3』1992），松尾芳樹「寛政度造営における清涼殿障壁画について」（同書）などがある。

2) 前掲 1)藤岡通夫『京都御所［新訂］』によると，宝永度内裏は灰燼に帰し，殿舎と離れた御蔵 11 箇所が焼け残ったにすぎない。

3) 『中井家系譜』（中井正知氏蔵）によると，中井正武は天明 8 年 11 月 25 日に没し，同 9 年正月 17 日に嫡男の正紀が跡式を継いだ。

4) 明和 2 年(1765)の准后御殿，明和 4 年の仙洞御所の造営では修理職は 2 人であった。

5) 「御造営御用承知帳」（宮内庁書陵部蔵）は，寛政元年の決定事項のみを綴った記録である。

「木子文庫」（東京都立中央図書館蔵）は，修理職大工木子甚三郎家に伝えられたもので，図面，文書，写真などからなる膨大な資料群である。同文庫中には御所造営に関する資料が多く含まれている。

「土佐派絵画資料」（京都市立芸術大学蔵）は，近世に禁裏絵所預を世襲した土佐家伝来の粉本中の，「天明八年申五月　造内裏御用　画所預」の表書をもつ紙袋に納められた 43 点の絵画資料で，内容が内裏の建物や建具の図であることから，天明 8 年に造営御用が始まった寛政度内裏の資料であると考えられる。なお粉本とは，下絵，古画の縮図，写生など絵画制作の参考にするもので，近世以前の職業絵師は必ず自家に粉本を所持していた。

6) 『大内裏図考証』を論じたものに，福田敏朗「『大内裏図考証』の成立について―裏松固禅の製作と内藤広前の補正―」（『京都府埋蔵文化財論集』第 1 集，1987），西井芳子「裏松固禅とその業績」（『平安博物館研究紀要』第 2 輯，1971）などがある。

7) 『国史大辞典　第 8 巻』（吉川弘文館，1987）所載の図に加筆。

8) 『改訂増補　故実叢書 27 巻大内裏図考證　第二』所載の図に加筆。

9) 前掲 1) 藤田覚「天明の「勅書」」

10) 土佐家は，室町時代に土佐光信が出て禁裏絵所預となったことに始まる。戦国時代に当主が戦死して一時退転するが，承応 3 年（1654）に土佐光起が絵所預に復帰し，以後はその職を継いだ。寛政度内裏造営時の絵所預は光時（土佐将監）であるが，若年であったため，叔父の光貞（土佐守）が指揮をとった。障壁画制作には，光貞の子光孚も 10 歳で参加している。

11) 日華門・月華門は，宝永度以前の内裏では周囲の建物が失われ，門のみが単立していた。

12) 断面が三角形の柳で編んだ箱。

13) 前掲 1) 藤岡通夫『京都御所［新訂］』所収，「寛政度御造営内裏平面図」より作成した。

14) 8 分計の絵図料紙のことで，6 尺 5 寸を 8 分に縮尺する。

15) 藤岡通夫編『京都御所と仙洞御所』（日本の美術第 99 号，至文堂，1974 年）によると，陣座は改元などの重要な議事を議決する場で，現御所では紫宸殿の東北部に設けられている。しかし，宝永度内裏は全焼しているので，この時点での陣座の具体的な場所は，「御指図御用記」からは特定できない。

16) 扉の端の上下に付けた突起を框の穴に差し込んで開閉させるための装置。新村出編『広辞苑第 5 版』（岩波書店，1998 年）

17) ほんもん，典拠となる漢文。